

ADRにおける事実認定



中村 芳彦
(法政大学)

1

問題の所在

ADRにおける事実の機能あるいは事実認定のあり方をどのように考えるか

↓
これまで十分に詰めた議論がなされてきたわけではない

↓
最近においては、司法型ADRの領域で調停規範・和解規範といった型で、要件事実を中心とした争点整理→事実認定→法適用モデルをADRにも押し及ぼそうとする動きが見られる

↓
民間型ADRでは、どのように考えたらよいだろうか

2

ADR検討会における3つの能力論

- ① 法的知識等に係る専門能力(法的知識、争点整理能力、説得能力)
- ② 紛争分野固有の専門能力
- ③ 紛争解決に係る専門能力(コミュニケーション、カウンセリング技術等)

⇒それぞれで「事実」概念はどのような意味を持たされてきたか



3

評価型モデルではどうか

このモデルでは、①(②)の能力が中心となる

↓
訴訟におけると同様に要件事実求心型の実事認定モデルが念頭に置かれる。しかし、ADRでは、法や社会規範を前提としながらも厳格な事実認定を行わないところを簡易・迅速といった評価で長所としてきた面がある。

↓
しかし、それは反面で二流の正義論につながったり(→妥協調整モデル)、あるいは、そのため事実の取扱いが中途半端になっていたのではないか

4

促進型・変容型モデルではどうか

このモデルでは、③の能力が中心となる

↓
会話の促進者としての能力、あるいは当事者をエンパワーし、当事者の変容が目指される。いわゆるIPI分析においても、主張やニーズに重点が置かれ、必ずしも事実を中心として議論が展開されてきたわけではなかった。

↓
事実のレベルの当事者のこだわり、あるいは事実をめぐる当事者の認識や評価からのアプローチがもう少し必要ではないか。受け手側の認識から当事者の語りそのものにまずは目を向ける方向へ。

5

紛争分野固有の専門知識の意義とは？

例えば、建築・医学・境界といった各種専門分野の知識・経験はどのような意義を持つか

↓
当事者にとっては、専門知識や経験は、事実を噛み砕いて説明していくためのツールとしての意味がある。法適用モデルでは、法的判断と関連付けて(瑕疵・因果関係の有無など...)持ち出されることが多い

↓
ここでも、「事実」概念の機能という面から捉え直してみる必要はないだろうか？

6

紛争処理過程における事実の機能

- 相談 → ・権威者モデル→リーガル・カウンセリングモデル
・しかし、「不在の他者」である相手方・利害関係人がいないため事実の一面性という限界がある
- 交渉 → ・問題・利害・客観的基準を強調する合理的な交渉
・あるいは反対に感情論が中心になりやすい
→事実があまり語られないで終わることもある
- ADR → ・民間型ADRでは、相談・交渉といった「平場」での連続性を考えることが不可欠
→他の手続との相関の中で、どのようなあり方が求められるか
- 訴訟 → ・少なくとも、これまでは、要件事実を中核とする争点整理→事実認定→法適用が語られてきた
・但し、訴訟においても、一部で当事者のケアが語られてい

人は何故事実をこだわるのか-池田小事件から

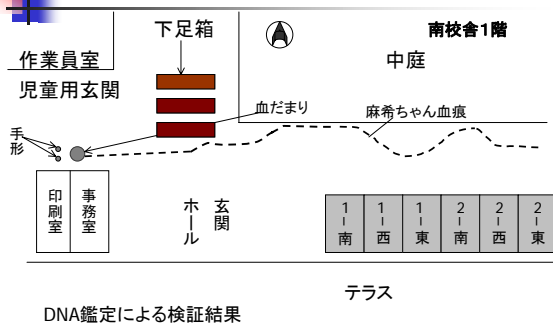
どうしても子供の最期の様子を知りたい

- ①「何故自分の子供が死んだのか」という問いに突き動かされたこと
- ②「被害に遭った、まさにそのときの子供を全部受けとめてあげたい」という願い
- ③ 被害者の会の方々との出会いから、「子供の死とは何だったのか」を考えたこと

8

示された事実とは？

(酒井肇他「犯罪被害者支援とは何か-附属池田小事件の遺族と支援者による協働発信」ミネルヴァ書房(2009年)180頁から引用)



9

ここでの事実の機能は？

両親は、子供のこの世での最期の思いにやっと辿り着くことができ、「生きたい」という魂の叫びに触れることができた

「なぜ子供が亡くならなければならなかったのか」という問いかけから、「子供のために何をすべきなのか」という問いへと変容

「子供のために」ではなく、私が子供のためにどう生きていけばいいのか、私は何をすればいいのか、という私を主語にした問いへと変換

10

ケースからの示唆

両親が事実を知ることを通じて、それまで身動きのできなかつた状況から、子供の死をどう受け入れるかに関して、新たな方向へ自分自身を突き動かしていく契機になった

↓
法を当てはめるためのものでも、事実それ自体が実体として意味を持たされたわけではない

↓
子供の想いと親の想いの連鎖ともいべき事態が、もうひとつの出発の契機になったと考えられる

↓
このような事実の機能をどう捉えればいいのか

11

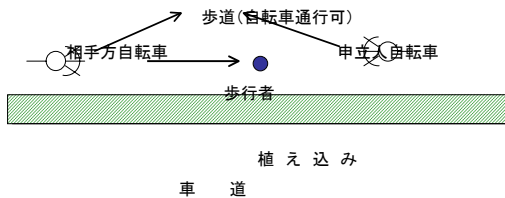
ADRにおける当事者の事実へのこだわりの諸相

- ① 事実自体がはっきりせず、事実関係を明らかにすることそのものにこだわる場合
- 例え、犯罪被害者や医療過誤事件で亡くなった遺族のような場合など
 - ② 事実関係自体に争いがあり、当事者間で認識の大きく異なる場合
- 例え、男女間のトラブルで、それまでの当事者間のやり取りについての事実関係の食い違い、自転車同士の衝突事故で、事故時のスピード、止まった位置などに食い違いがある場合など
 - ③ 事実自体の当事者の認識は異なるが、それをどのように受け止めたかの認識が異なる場合
- 例え、夫にはただよくある夫婦喧嘩としか思えないが、妻は決定的な離婚原因だと認識している場合など
- ※もちろん、これ以外に事実にも争いもこだわりもないが当事者同士で対立しているという紛争もある

12

自転車同士の衝突事故の事例から

申立人が自転車で歩道を走行中、前方から来る歩行者をよけて右際に寄ったところ、歩行者の陰から(その歩行者を追い越そうとしたと思われる)スピードを出した自転車(女子高校生が運転)当方自転車の前輪左側に衝突、左顔面を強打し、転倒



13

ケースからの示唆

このケースでは、事故時の状況をめぐって、相手方からは、①スピードは出ていなかった、②申立人もまだ走っていて、止まっていなかった、③申立人が倒れた位置が違うなど、事実関係についての言い分が大きく異なり、それが、過失相殺の主張に反映して審理当初は膠着状態となった。

お互いにこうした事実関係の認識を述べ合う展開は、実際のADRでも多いと思われる。こうした場合、調停人による事実認定や妥協調整が行われやすかったのではないかと。

法的に構成されない生の事実を纯粹に体験として、あるいは自己の正当性の主張として語られることによって、当事者がお互いの認識の違い、相手方の視点を知る。

14

建物の瑕疵をめぐる事件

例えば下請負人から元請負人に対する請負代金請求事件で、元請負人は建物の様々な箇所の瑕疵による損害賠償請求権を反対債権として相殺を主張

瑕疵の有無や修繕費用の主張についての事実認定が問題となる。事前の交渉段階では、細かい瑕疵以前の原則論(例えば、何故途中で工事を投げ出したかなど)で対立して膠着状態

他の業者にやらせた工事費用のうち、どこまでの範囲が下請負人が負担すべき範囲かを、瑕疵ひとつひとつについて議論して検討

小さな事実についての合意が話し合いを促進

15

ケースからの示唆

争点が多すぎて、何をどこから手を付けたら良いかわからない。基本的な主張が対立し、瑕疵をめぐる責任のなすり合いの様相を呈することも

こうした場合、法的な主張や業者間の慣行にこだわっていると話し合いは進まない。また、感情的対立を生み出しやすい。ここでは、お互いに如何に自らの損失を小さくするかが関心事となる

ひとつひとつの瑕疵を事実認定していくことが、評価や責任範囲が絡み、困難な場合も多い。事実の共通性などによるグループ化や共通項を探り合い、また事実を解きほぐしていくことで、合意形成に向けて動き始める

16

事実の紛争処理機能

- ① 事実のレベルでお互いの違いを認識する前捌きの役割
 - こだわりの表明による自己正当化機能・カタルシス的機能
 - ・相手方の認識を知ることによる相互の関係性認識機能
 - ・事実と主張や評価の区別を知ること、他のテーマを論題に代える棚上げ機能
- ② 事実を検討することで問題を解きほぐしていく役割
 - お互い共通に議論できるテーマとしての議論対象設定機能
 - ・事実についての小さな合意を出発点とする共通概念の形成機能
- ③ 事実を認識することで、当事者として新たな想いが育まれていく役割
 - 事実のメタファー(隠喩)としての機能
 - ・感じ方の認識のきっかけを作る感情形成機能
 - ・感じたことをいったん崩し、バラバラにし、別の観点から再構築する機

17

これまでの事実認定論との関係

ADRにおいても、法が語られる以上は、従来型の実事認定論が無意味なわけではない

しかし、事実が一致したり、あるいは明確な証拠によって裏付けられることで共通の基盤ができる場合には、そこに積極的意義を認めるべきとしても、厳格な事実認定が困難だからといって、無理に調停人が事実認定をしたり、反対に妥協調整に走っていいという訳ではないのではないか

事実の食い違いから新しい関係形成の契機を生み出していく努力が必要

18

事実認定の主体

判断者としての事実認定
＝要件事実求心型の実事認定



当事者としての事実認定
＝当事者のこだわりから事実を
模索するプロセス



19

事実認定の対象

要件事実及びこれを推認させる
間接事実



当事者のこだわる事実・法的事
実・・・
など多様なふくらみを持った事実

20

事実認定の作用

事実を確定して法を当てはめる



事実の重みを媒介として、当事者
の新しい関係形成の手がかりとして
いく

21

事実認定の手續

証拠による事実認定



事実のメタファー（隠喩）とし
ての機能に着目し、事実の一
致、不一致を確認しつつ、ま
たそれに新たな意味を創設し
つつ、もうひとつの物語を形
成していくプロセス

22

技法論への示唆

ADRにおける技法論において
も、もう少し事実焦点をあてた
アプローチも必要ではないか



事実を媒介として従来のモデ
ルの相互関係のあり方をもう一
度考えていくことはできないか



23

おわりに

実務におけるプラクティスは、現実の紛争を
目の前にして、様々な試みが求められる



優れた調停が生まれるとき、そこにはなんら
かの成立事情なり、成立条件がある



それは「何か」ということを「事実」を通じても
う一度考え直してみることがプラクティスに課せ
られたひとつの課題なのではないか



24